

松山市経営者育成支援補助金

申請要領（受講者用）

【受付期間】

令和4年9月15日（木） ～ 令和5年2月28日（火）

【申請場所・時間】

場 所：松山市役所 地域経済課（松山市二番町4丁目7-2）

時 間：午前8時30分 ～ 午後5時

【補助金額】

補助率：2分の1

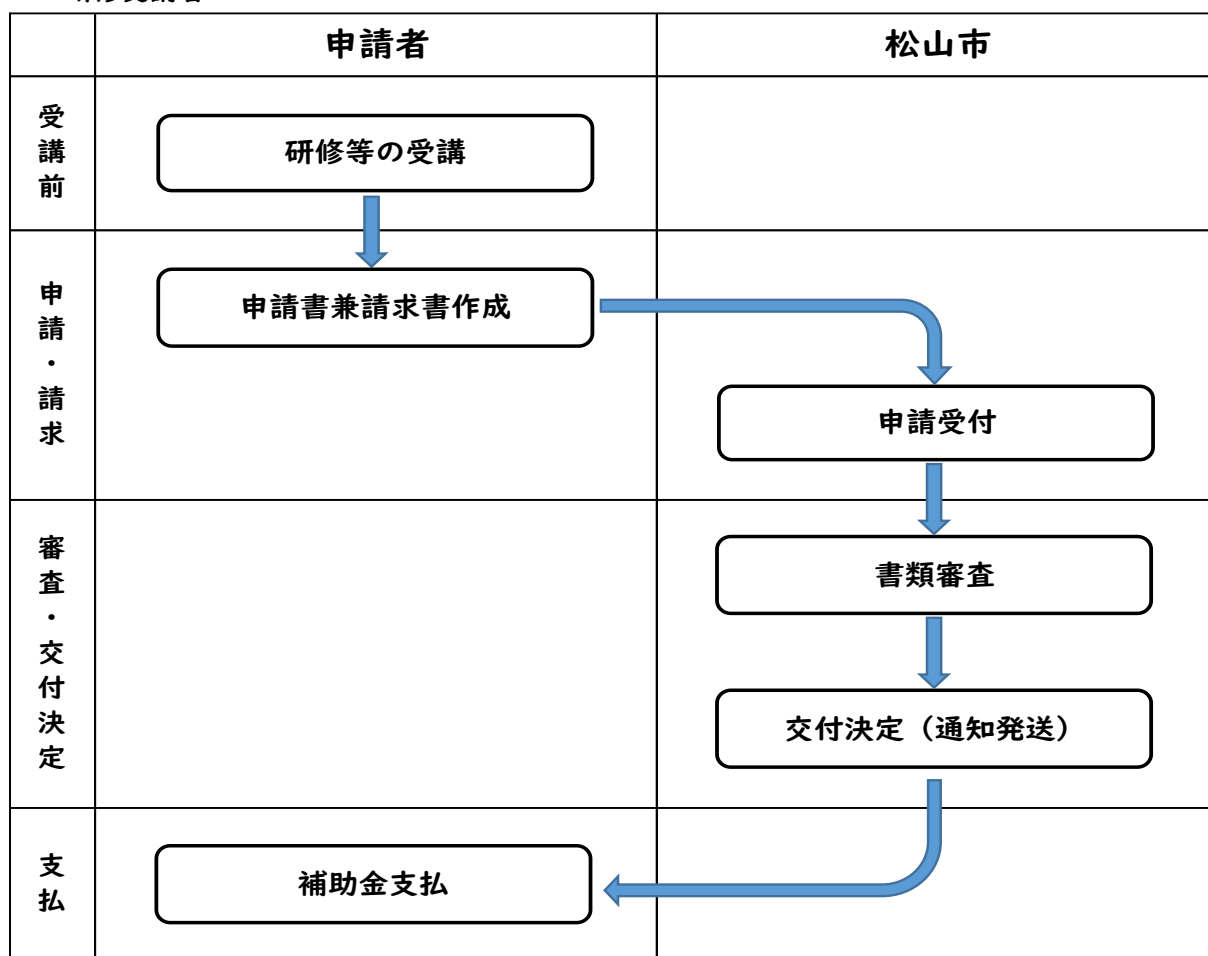
補助金額：1 中小企業等において1年度あたり上限10万円

令和4年9月

松山市 地域経済課

1. 申請の流れ

<研修受講者>



2. 申請にあたっての注意事項

■ 本事業の趣旨を理解したうえで申請してください。

本事業は、コロナ禍や原材料高で厳しい経営を強いられている中、研修等の受講を通じて、経営能力の向上及び経営の改善に取り組もうとする中小企業者等の経営者等（法人の代表者又は常勤役員、個人事業主）に対し補助金を交付するものです。

■ 登録事業者が開催している研修等が補助対象になります。

研修等を開催している事業者が、松山市に対し補助対象となる研修等の登録を行います。登録されている研修等でなければ、補助の対象とはなりません。

■ 受講にかかった経費であっても対象外となるものもあります。

研修等の受講に必要であった経費であっても、全てが対象経費とはなりません。申請前に必ず確認をしてください。

■ 受講していても、市が指定する期日までに申請書兼請求書の提出が確認できない場合は、補助対象外となります。

補助対象となる研修を受講していても、令和5年2月28日（火）までに申請書兼請求書の提出が確認できない場合には、補助対象外となり補助金の交付ができなくなります。

3. 補助対象者

松山市内に事業所を有する中小企業の経営者等及び個人事業主。

※中小企業とは、中小企業基本法に定める中小企業者とする。(下表参照)

※経営者等とは、企業を代表する者又は常勤役員。

| 業種 | 資本金 | 常時使用する従業員数 |
|--------------|-----------|------------|
| 製造業、建設業、運輸業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| その他の業種(上記以外) | 3億円以下 | 300人以下 |

※協同組合等の組合、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、公益財団法人、医療法人、宗教法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、NPOなどは補助対象外となります。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業(中小企業者以外の企業をいう。以下同じ。)が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

なお、次の①～⑦のいずれかに該当する者は、補助対象者となることができない。

- ① 市税を滞納している者
- ② 同一の事業について、他の制度による補助金又は交付金等を受けている者
- ③ 宗教活動又は政治活動に係る事業を行っている者
- ④ 公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業を行っている者
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項から第10項までに定める営業を行っている者
- ⑥ 松山市暴力団排除条例(平成22年条例第32号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)である者又はその役員及び従業員のうちに暴力団員等のある者
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員等又は松山市暴力団排除条例第9条第1項に規定する暴力団関係事業者と取引関係のある者

4. 補助対象研修等

開催事業者により市に登録されている次のいずれにも該当する研修等

- (1) 経営学、法律、融資、人材育成その他の経営能力の向上に関する研修等
- (2) 対面での開催を前提とした研修等(ただし、当該研修等が複数回の開催を予定している場合であって、その日程の一部をオンラインで開催するときは、この限りではありません)
- (3) 修了を証する書類を発行できる研修等
- (4) 開催期間が研修を開始した日の属する年度の末日までに完結する研修等

5. 補助率等

補助率 : 補助対象経費の2分の1

補助金額 : 1中小企業等において1年度あたり上限10万円

6. 補助対象経費

補助対象研修等の参加費用等（研修等による学習又は実習の対価として支払われる費用であって、参加に伴って必要となる食費、宿泊費、交通費その他の経費は含みません）

7. 申請手続き

(1) 補助金交付申請書兼請求書の提出

申請は、「松山市役所 本館 8階 地域経済課 窓口」に持参してください。

※郵送での申請も受付けていますが、受付時の確認等ができないため、窓口持参者よりも交付決定までに時間を要する場合があります。

(2) 補助金交付申請に必要な書類等

| 提出物 | 備考 |
|----------------------------|-----------------------------------|
| 松山市経営者育成支援補助金交付申請書兼請求書 | 様式第5号 |
| 補助対象経費の支払が証明できる書類 | 領収書等の写し |
| 研修等への修了を証するに足りる書類 | 修了証等の写し |
| 市税を滞納していないことを証する書類 | 完納証明書（3カ月以内に発行されたもの）※ |
| 登記事項証明書の写し | 法人のみ必要（3カ月以内に発行されたもの、次回以降の申請時省略可） |
| 税務署に提出した直近の確定申告書第1表、第2表の写し | 個人事業主のみ必要（次回以降の申請時省略可） |

※完納証明書の発行ができない場合は、別の書類で対応可能な場合もありますので、地域経済課【089-948-6783】までご連絡ください。

(3) 申請受付期間及び事業実施期間、実績報告書提出期限

申請受付期間：令和4年9月15日（木）～令和5年2月28日（火）